2020 年 5 月 18 日

特定非営利活動法人共同連

会計年度及び会費額変更のお知らせ

1. 新会計年度…毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

これまでは毎年 7 月 1 日～翌年 6 月 30 日でしたが、会費徴収の便宜を図るため、2020 年度から上記のとおり一般的な会計年度と同じにする定款変更を行いました。

2. 新会費(年額)

(1)購読会員　3,000 円　　(2)個人正会員　5,000 円

(3)団体正会員　次の表のとおり(単位 ： 円)

会費基本額	会費加算額	※「就労事業に対する行政補助金」の概算額	納入会費額
20,000	0	500 万未満	20,000
	5,000	500 万以上～1,000 万未満	25,000
	10,000	1,000 万以上～3,000 万未満	30,000
	30,000	3,000 万以上～5,000 万未満	50,000
	100,000	5,000 万以上　～　1 億未満	120,000
	200,000	1 億以上　～　2 億未満	220,000
	300,000	2 億以上	320,000

※「就労事業に対する行政補助金」(前年度実績)の対象事業は、以下の①ないし④

①国(自治体)の障害者福祉サービス事業

この事業としては、就労継続 A 型・B 型、就労移行支援及び生活介護が該当します。ただし、就労移行支援及び生活介護は、必ずしも事業全体が就労事業に該当するわけではないので、収益を得る就労事業に関わる人数や時間の全体に占める割合に応じた額を概算額として計上してください。

②自治体の地域活動支援センター事業

③自治体独自の事業

④国の雇用助成金

【なぜ会費の変更を行うのか】

現在、共同連の会費収入は年間 50 万円程度。会員からの納入率もあまりよろしくない。今後会費請求の徹底を行うと共に、もっと活発な情報提供を行う必要がある。

何といっても会の財政確立のため、従来の団体正会員の会費額に、行政補助金に応じた金額を加算する制度を設け、プラスしようという議論が昨年 9 月の大会時より持ち上がった。　今回の運営会議で確認されたのが、上記の改定額である。

※共同連　会費振込先※

ゆうちょ銀行

(1)**普通預金**　　【口座名義】特定非営利活動法人共同連

・ゆうちょ銀行より　【記号】12190　【口座番号】41928661

・他行より　【店名】二一八(読み　ニイチハチ)

【店番】218　【口座番号】4192866

(2)**振替口座**　　【口座名義】共同連

【口座番号】00850-6-198463